

株 主 各 位

東京都杉並区和泉1丁目22番19号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 限 元 裕

第49期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第49期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第49期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容ならびに連結計算書類の監査結果を報告いたしました。
 2. 第49期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
(期末配当は、1株につき13円)
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款一部変更の内容は後記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役5名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に隈元裕、坂川進、岡本芳明、大倉志郎、畠山道子の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に深澤公人氏が選任され、就任いたしました。
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠の社外監査役に片山雅也氏が選任されました。
- 第6号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、退任取締役細谷徳男氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

定款一部変更の内容

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、旧定款第30条第2項及び第40条第2項の一部を変更いたしました。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

旧 定 款	新 定 款
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

その他付記事項

当社の取締役及び監査役の陣容は次のとおりであります。

代表取締役社長	隈 <small>くま</small>	元 <small>もと</small>	裕 <small>ひろし</small>	
常務取締役	坂 <small>さか</small>	川 <small>がわ</small>	進 <small>すすむ</small>	
取締役	岡 <small>おか</small>	本 <small>もと</small>	芳 <small>よし</small>	明 <small>あき</small>
取締役	大 <small>おお</small>	倉 <small>くら</small>	志 <small>し</small>	郎 <small>ろう</small>
取締役	畠 <small>はたけ</small>	山 <small>やま</small>	道 <small>みち</small>	子 <small>こ</small> (新任) ※1
常勤監査役	関 <small>せき</small>	根 <small>ね</small>	秀 <small>ひで</small>	樹 <small>き</small>
監査役	下 <small>しも</small>	島 <small>じま</small>	正 <small>ただし</small>	※2
監査役	深 <small>ふか</small>	澤 <small>さわ</small>	公 <small>きみ</small>	人 <small>ひと</small> (重任) ※2

※1印は社外取締役であります。

※2印は社外監査役であります。

以 上

配当金のお支払いについて

※銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方

「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

※株式数比例配分方式をご指定の方

「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

※振込方法のご指定がない方

「配当金領収証」を同封いたしておりますので、同書に必要事項をご記入、ご押印のうえ、平成27年6月24日（水）から平成27年7月24日（金）までの間に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、「配当金領収証」にて配当金をお受け取りの方にも、「配当金計算書」を同封しておりますので、配当金お受け取り後の配当金額のご確認や確定申告を行う際の添付書類としてご利用ください。

また、配当金のお支払方法のご指定・変更につきましては、お取引の証券会社（特別口座に記録された株式につきましては、下記の特別口座管理機関）にお問い合わせください。

特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)